

- 1 監査等の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査の対象 保健衛生部
令和3年度分
必要に応じて令和2年度及び令和4年度4月～8月分
- 3 監査の着眼点 令和4年度 一般・特別会計定期監査及び行政監査実施計画（以下「実施計画」という。）に定める着眼点による
- 4 監査の実施場所 実施計画に定める実施場所
- 5 監査の日程 令和4年9月28日～令和4年11月11日
- 6 監査の結果

証拠書類の一部を抽出して、関係諸帳簿と照合したところ、おおむね適正に処理されているものと認められた。しかしながら、次のような事項が見受けられたので、改善に努められたい。

なお、軽微な事項については、別途指示した。

[指摘事項]

(1) 適正な財務会計事務の執行について

ア 岐阜市物品管理規則第18条は、「物品出納員は、その保管に係る物品を良好な状態で常に使用することができるように整理し、保管しなければならない。」と規定している。

しかしながら、地域保健課、食品衛生課、食肉衛生検査所、中保健センター及び南保健センターが備品管理システムに記録している備品について、廃棄手続を行うことなく廃棄しているものがあつた。

イ 岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則第5条第1項第3号は、事務補助に係るパートタイム会計年度任用職員の報酬は、勤務をした日の属する月の翌月の15日に支給する旨規定している。

しかしながら、令和3年8月分の地域保健課のパートタイム会計年度任用職員B（1人）の報酬及び費用弁償について支払漏れのため、9月16日に支払われていた。

今後は、岐阜市物品管理規則並びに岐阜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則を遵守し、適正な財務会計事務の執行に努められたい。

(2) 源泉所得税徴収事務の適正な執行について

令和3年7月分の健康増進課のパートタイム会計年度任用職員A(2人)の報酬の源泉徴収の際、所得税法第185条第1項第1号イの規定により給与所得の源泉徴収税額表の甲欄(720円)を適用し源泉徴収すべきところ、誤って乙欄(3,600円)を適用したことにより、過大徴収となっていた。

これに伴い、令和3年11月4日に過大徴収分2,880円が2人に支払われていた。

今後は、所得税法を遵守し、適正な源泉所得税徴収事務の執行に努められたい。

(3) 交通事故の防止について

令和3年4月から令和4年8月までの間に、公用車の後退時における事故が2件発生した。そのうち1件は、職員が同乗していたにもかかわらず、降車及び誘導をしていなかった。

後退時の安全確認の励行について指導されたい。